

「君が代」歌わないと思想犯?!

京都府議会「維新」議員が暴言

強制条例を制定してチエックしているとして、府の指導について尋ねた際に「思想犯」と放言しました。

日本共産党の迫祐仁議員が「教員の基本的人権と内心の自由を踏みにじる犯罪者扱いするものだ」と批判し、発言の取り消しを求めていました。

28日開催の協議会で、「議事進行をかけたことも残っており、議事録から削除しない」ことを決めました。

府民と共産党 策動許さない

前達義由紀府議団長の話 取り消しの求めに応じず、反省もなく居直る「維新」に厳しく抗議します。「君が代」強制条例は、国が定めた「国旗・国歌法」さえ認めなかった異常な強制で、昨年1月の起立しなかった教員への重すぎる処分は違法とした最高裁判決にも背くものです。京都の「維新」は昨年、「日本維新」との協定で、大阪市で制定した「職員基本条例」「教育基本条例」「職員の政治的行為の制限に関する条例」と同趣旨の条例の制定を盛り込んでいます。その本質が今回の発言に表れました。時代錯誤の「維新」の策動を許さないたたかいへ府民のみならずと力を合わせて奮闘します。

特定政党を応援している教員が「君が代」を歌わないのは「思想犯」と、京都府議会で発言した「日本維新の会」の豊田貞志議員の暴言が28日、議事録に残ることになりました。憲法が保障する思想・良心の自由、内心の自由を侵害し、教育の自由・自主性を踏みにじる「維新」の立場を、削除を求めた日本共産党以外の各党派が追認しました。

発言は、決算特別委員会の教育委員会書面審査(18日)の質疑でのごと。卒業・入学式で国歌斉唱をしていない教員が目立つとのべ、大阪では「君が代」

「しんぶん赤旗 10月31日付より」